

[解説]

社会福祉士の学部教育の方向性

村上 信¹⁾, 濱野 強²⁾, 藤澤由和³⁾

キーワード：社会福祉士，利用者本位

Trends of current issues on educational programs for social work

Makoto Murakami, Tsuyoshi Hamano, Yoshikazu Fujisawa

Abstract

Recently we face rapid aging society, thus it is necessary to reform the current system of health services. Thus, social work which is one of the health professional workers also has to make a new direction in terms of consumer or patient perspective. In other words, we should provide not only the explanation of the concept of social work, but also the powerful theory and tools for graduate students. However there is no evidence for the efficacy of education to support new trend. In this article, we introduce current discussion about how to reform the educational contents which is suitable for real world.

Keyword : social work, consumer perspective

要約

わが国は急速な高齢化に直面しており、またそうした状況に連鎖する形で、医療・福祉サービスの提供体制においても変革が求められている。そうしたなかで、近年、「実践力」を有する社会福祉士の育成が求められている。したがって、今後は、実践力の高い社会福祉士をいかに育成し、そのための学部教育の独自性を、どのような形で具体化していくべきかという論点整理と明確化が強く求められるものと考えられる。こうした現状を鑑み、本研究においては、社会福祉士の基礎資格としての教育という視座に加えて、よりスペシフィックな形での教育構成を加味する近年の動向について論じたもので

ある。

I. はじめに

近年の患者中心の医療には、単に疾病を治療するという観点だけではなく、患者のニーズに応じた医療サービスの提供が課されている。このような流れのなかで、医療分野で働く医療ソーシャルワーカーは、患者に対して総合的なサポートを提供するという役割を担っている。その一方で、患者のニーズに対して適合的であり、かつ総合的なサポートを提供するための具体的な内容や方法に関しては、これまで十分なエビデンスが示されていない現状にある。

-
- 1) 新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科
 - 2) 島根大学プロジェクト研究推進機構
 - 3) 静岡県立大学 経営情報学部 公共政策系

[連絡先] 村上 信

〒950-3198 新潟市北区島見町1398
TEL・FAX : 025-257-4461
E-mail : murakami@nuhw.ac.jp

こうした知的関心は、平成19年12月に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」が公布されたことに伴い¹⁾、その重要性が明確に位置付けられたものと考えられる。すなわち、新たな制度においては、上述の患者（利用者）に求められるニーズが多様化・高度化している状況を鑑み、知識はもとより、実践において十分な役割を果たしうる人材の育成にその主眼が置かれた方向性が示されている。したがって、今後は、学部教育においても、実践力の高い社会福祉士をいかに育成し、そのための学部教育の独自性を、どのような形で具体化していくべきかという論点整理と明確化が強く求められるものと考えられる。

そこで、本稿においては、新たに提示された社会福祉士の教育内容について、改正前のカリキュラムとの比較を通してそれらを概観するとともに、十分な実践力を有する社会福祉士の学部教育の方向性について論じることとする。

Ⅱ. 社会福祉士養成課程における教育内容の見直し

1. 改正前後におけるカリキュラムの比較

厚生労働省により提示された新たなカリキュラム（以下、「新カリキュラム」として、改正前のカリキュラムを「旧カリキュラム」とする）の全体像を概観すると、①人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法（180時間）、②総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術（180時間）、③地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術（120時間）、④サービスに関する知識（300時間）、⑤実習・演習の科目群から構成（420時間）されている（表1）。言い換えれば、改正前のある種、縦割りの科目構成とは大きく異なり、福祉の現場において生じている、もしくは求められる各種課題からこれらの科目構成が示されたものと考えられる。

さらに特筆すべき点としては、実習・演習に関する教育内容や時間数の充実が明文化されており、福祉のニーズに応じて適切に果たしていくことができるような知識、および技術が身に付けられる人材を育成するという法改正の趣旨が、十分に反映された形となっている。以上の変更点を鑑みると、この度のカリキュラム改正においては社会福祉士を取り巻く制度的変遷、および国民のニーズの多様化に対応しうる方向性が提示されてい

表1 新カリキュラムの体系

		一般養成施設	短期養成施設	大学等	
		時間	時間	指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法					
	人体の構造と機能及び疾病	30		○	○
	心理学理論と心理的支援	30		○	○
	社会理論と社会システム	30		○	○
	現代社会と福祉	60	60	○	
	社会調査の基礎	30		○	○
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術					
	相談援助の基盤と専門職	60		○	○
	相談援助の理論と方法	120	120	○	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術					
	地域福祉の理論と方法	60	60	○	
	福祉行財政と福祉計画	30		○	○
	福祉サービスの組織と経営	30		○	○
サービスに関する知識					
	社会保障	60		○	○
	高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○
	低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○
	保健医療サービス	30		○	○
	就労支援サービス	15		○	○
	権利擁護と成年後見制度	30		○	○
	更生保護制度	15		○	○
実習・演習					
	相談援助演習	150	150	○	
	相談援助実習指導	90	90	○	
	相談援助実習	180	180	○	
	合計	1200	660	22科目	16科目

出典：厚生労働省資料「社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」（2008）より筆者作成

る。その一方で、結果として教育内容は多岐に渡っていることから、学生、もしくは、福祉への進学を希望する者に対して、将来的なキャリアパスを示す形でいかにそれらを整理するとともに、それらに適合した学部教育を構成していくかは、重要な検討課題である。

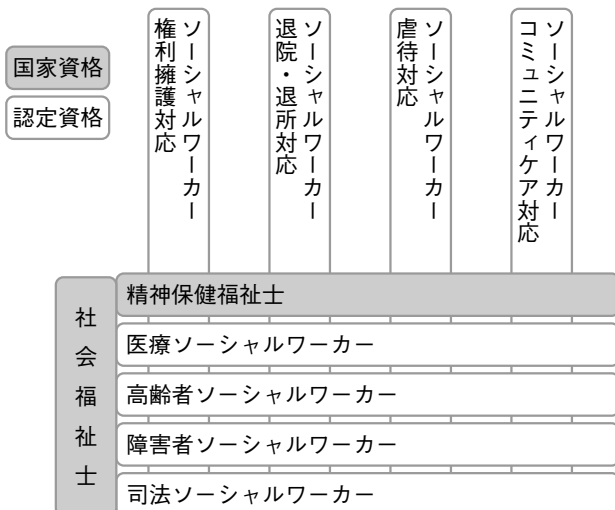
具体的な論点の一つ、すなわち実践力の高い社会福祉士を育成していくためには、現在の基礎資格（ジェネリック）としての教育という視座に加えて、よりスペシフィックな形での教育構成をも加味する必要性が考えられる。たとえば、諸外国においてはジェネリックなソーシャルワーカーは学部教育で行ない、スペシフィックなソーシャルワーカーの教育は大学院で行われている現状を鑑みると、その展開は非常に参考になる。そして、スクールソーシャルワーカーや医療ソーシャルワーカーとしてその役割や位置づけが明確化されて、優れた実践が報告されている²⁾。その一方、わが国における社会福祉士の学部教育は、基礎的なソーシャルワークの知識・技術の習得が主となっている。すなわち、専門分野に特化した教育内容の展開は、一般化していない。そのため、スクールソーシャルワーカーや医療ソーシャルワーカーなどは、就職後の学校現場や医療機関などで職種の明確な位置づけや業務内容を学んでいる実態がある。以上の点を考慮すると、新カリキュラムの学部教育への具体的な展開においては、諸外国において示されているスペシフィックなソーシャルワーカー教育が、今後の学部教育の検討に大いに参考になるものと考えられた。

こうした社会福祉教育の充実の必要性は、社会福祉専門職の資格・認定制度の再編という視座においても議論

がなされている。そうしたなかで白澤は、社会福祉士はジェネリックな資格であり、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカーなどはスペシフィックな資格や認定であり、かつその連続性が不可欠であると指摘している³⁾⁴⁾。さらに、図1に示したソーシャルワークの専門職の資格制度の新たな再編成を提案し、相互に補完しうるより高度な社会福祉士の養成の必要性を指摘している。これは、2007年11月の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正の際の衆議院の附帯決議「八 ……専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討すること。…」に対応したものと考えられる。したがって、社会福祉士を基礎として、医療、高齢者、障害者、児童、スクール、司法などの領域別のソーシャルワーカーをスペシフィックなソーシャルワーカーとして認証・認定して、その先に領域ごとの専門社会福祉士を想定していると考えられることができる。

2. 医療ソーシャルワーカーの歴史的背景と今後の学部教育の課題

日本における医療ソーシャルワークは、1929年に初めて聖路加国際病院に導入されて以来80年の歴史があり、社会福祉の第二次分野で実践されるソーシャルワークでは最も長い歴史を有している。そうしたなかで、ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士の教育及び養成のカリキュラムでは、医療ソーシャルワーカーの専門職団体である日本医療社会事業協会が1977年に資格制度化のための国会に向けた請願運動を行っている。そのなかで、山手茂が委員長を務めた資格制度委員会が作成した資料には、「医療ソーシャルワーカーの基本的性格は、所属機関によってではなく、専門的な業務内容によって判断されるべきではなからうか」と示されている⁵⁾。すなわち、「福祉機関・施設に、医師や看護婦等の医療職が配置されてきているように、専門職としての医療ソーシャルワーカーは、医療機関・施設に配置されているソーシャルワーカーである」ことを明らかにしているが、1987年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」においても医療ソーシャルワークの専門科目は配置されなかったのである。その理由は、社会福祉士による相談援助の対象を社会福祉六法の福祉サービスを利用する者に限定し、保健・医療サービスの利用者を含めないという、縦割り行政の溝が深かった時代的制約の中で社会福祉士資格が作られた結果であると考えられる。保健・医療・福祉・介護の連携は、1980年代前後からの高齢者対策や老人保健対策の実施に伴って、その必要性が強く認識されるようになったが、その重要性は指摘されながらもこれまでは理念倒れに終わっていたとすることができる⁶⁾。しかし、近年においては、医療計画制度の見直し等を通じて医療機関の機能分化を進めるために保



出典：白澤政和「近未来の社会福祉教育」学術の動向 (2008) より筆者作成

図1 ソーシャルワークの専門職の資格制度の新たな再編成

健・医療・福祉・介護の各種サービスが分断されることがなく国民に提供されることが求められるようになり、緊密に連携することを現実化することが求められるようになってきたのである。

こうした動向を背景に、近年では、社会福祉士である医療ソーシャルワーカーの役割が増大してきている。その具体例としては、一連の制度の変遷に見ることができるのであるが、まずは2006年4月に社会福祉士養成における実習指定施設に病院等が追加されている。同年4月の診療報酬改定では社会福祉士が「ウィルス疾患指導料」の施設基準に認められたほか、「回復期リハビリテーション総合計画評価料」「退院時リハビリテーション指導料」「在宅時医学総合管理料」の診療報酬評価においても明記されている。さらに、2008年度の診療報酬改定では、医療ソーシャルワーカーの連携機能が最も発揮される退院支援業務が社会福祉士の資格をもって行われる場合に診療報酬で評価されるなど、社会福祉士の資格をもって行う医療ソーシャルワーカーの業務は保健・医療制度の中に位置づけられるようになってきている。

そして、2007年11月に改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」では、社会福祉士の役割として「医師その

他の保健医療サービスを提供する者等と連携して業務を行う」ことが明確化され、さらに社会福祉士の資質の向上を図るために、教育カリキュラムの見直しが行われて、医療ソーシャルワークの関連では「保健医療サービス」が必修科目として配置されることとなった。そのシラバスの内容は表2の通りである。今回の教育カリキュラムの見直しで、社会福祉士資格は医療ソーシャルワーカーの事実上の基礎資格になったといえることができる。

こうした歴史的な変化に伴い、現在の到達点は、社会福祉士による相談援助の対象を社会福祉六法の福祉サービスの利用者に限定することなく、医療、教育、労働、司法という幅広い領域でソーシャルワーク機能を必要とする者にまで拡大したと考えることができる。この度のカリキュラム改正においては、ソーシャルワークの機能に対する国民の多様なニーズに応えようとする方向性が示されており、社会福祉士資格はソーシャルワーク機能を必要とする分野のソーシャルワーカーの事実上の基礎資格となったといえる。しかし、ソーシャルワーク機能を必要とする多様な分野からは、より専門的な対応ができる人材の育成が求められており、制度的には専門職団

表2 保健医療サービス（30時間）のシラバスの内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
□医療保険制度（診療報酬に関する内容を含む）の概要について理解する。	①医療保険制度	○医療保険制度の概要 ○医療費に関する政策動向	○高額療養費制度の概要 ○その他
□保健医療サービスの概要と保健医療サービスにおける他職種協働について理解する。	②診療報酬制度	○診療報酬制度の概要	○多様な居住の場における住宅療養 ○ターミナルケアを支援する診療報酬制度 ○その他
	③保健医療サービスの概要	○医療施設の概要 ○保健医療対策の概要	○病院、特定機能病院、回復期リハビリテーション病棟、地域医療支援病院、診療所 ○その他
	④保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	○医師の役割 ○インフォームドコンセントの意義と実際 ○保健師、看護師などの役割 ○作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの役割 ○医療ソーシャルワーカーの役割	○医療ソーシャルワーカーの業務指針 ○その他
	⑤保健医療サービス関係者との連携と実際	○医師、保健師、看護師との連携	○連携の方法 ○連携の実際 ○医療チームアプローチの実際 ○その他

出典：厚生労働省資料「社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」（2008）より筆者作成

体や学会による認定社会福祉士制度や専門社会福祉士制度について、社会福祉士養成機関や専門職団体や関係学会等で検討される必要性が増大してきていると考えられる。したがって、養成機関である大学では、学部教育と大学院教育のカリキュラムのあり方について議論することが必要になると考える。医療ソーシャルワーク分野のソーシャルワーカーを目指す学生を例にあげるならば、学部教育のあり方や大学院教育のあり方を提示していく必要があると考える。そして、そのあり方は、保健・医療分野のソーシャルワーカーの専門職団体である日本医療社会事業協会や日本精神保健福祉士協会が検討を開始している認定制度とも連続したものであることが望ましいであろうし、さらには専門社会福祉士の養成に関しても大学院教育や関連学会との役割分担などが検討されなければならないと考える。

こうした課題を考える上で、2008年8月に出された社会福祉士養成校協会のスクール(学校)ソーシャルワーカーの育成・研修に関する調査研究報告書はその一端を具体的に指摘している⁷⁾。報告書においては、社会福祉士国家試験受験指定科目にスクールソーシャルワーク専門科目群4科目(スクールソーシャルワーク論、同演習、同実習指導、同実習)を追加履修科目として修了した場合に、スクールソーシャルワーク課程の修了を認証する制度の創設を提案している。現行の社会福祉士養成教育の枠内だけでは、スクール(学校)ソーシャルワーカーの養成はできず、実習も含めた追加的な教育が必要であるとの主張のようにも読み取れる。同様の問題は、医療ソーシャルワークにも当てはまるであろう。医療ソーシャルワーカーを志望する学生に対して、社会福祉士受験資格に求められる実習に追加して、独自の病院等での「医療福祉実習」を義務化してきた大学はこれまでもある。さらにまた、虐待に対応できるソーシャルワーカーの養成についても追加の教育が必要であるとの主張も成り立つであろう。社会福祉士資格をもって基礎資格(ジェネリック)とすることとの整合性を図りながら、学部教育のあり方を提示する必要があると考える。

Ⅲ. 今後の展望

わが国においては急速な高齢化に直面しており、またそうした状況に連鎖する形で、医療・福祉サービスの提供体制においても大幅な変革が求められている。その一方で、ある種、価値観や理想象としての方向性の提示にとどまっている現状も指摘されており、具体的にいかなる方策を展開していくべきかという実践レベルにおける知

見はまだまだ十分でない現状を指摘できる。そうしたなかで、今回のカリキュラム改正は、「実践力」というキーワードに基づき、その方向性を示しているものと考えられるが、それを展開していくため学部教育において求められているものは、長期的な視座より各職種を位置づけ、その役割と教育内容とのマッチングを試みる点にあると考えられる。

そうしたなかで、具体的な枠組みとしては、社会福祉士の基礎資格(ジェネリック)としての教育という視座に加えて、よりスペシフィックな形での教育構成を加味する傾向が示されつつある。その一方で実際にカリキュラムの試行にあたっては、国家試験受験指定科目との整合性などの調整を要することから、学生の現行の教育ニーズをも十分に反映する必要があるだろう。したがって、今後は、第一歩として、実際に社会福祉士として働いている職員を対象とした聞き取り調査などをふまえて、新たなカリキュラムに適合しうる学部教育のあり方を提示していく方向性が必要であると考えられた。

本研究は、平成20年度科学研究費補助金(基盤研究(C))「医療ソーシャルワーカーの学部教育プログラムに関する研究(研究代表者 村上信)」における研究成果の一部である。

文献

- 1) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei.html> (アクセス日時, 平成20年9月10日)
- 2) 村上信, 熊谷忠, 訳. 医療ソーシャルワーク: 理論と事例検討. 晃洋書房. 東京. 2008.
- 3) 白澤政和. 近未来の社会福祉教育: 社会のニーズにいかに対応するか. 学術の動向. 81-84. 2007.
- 4) 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会. 提言 近未来の社会福祉教育のあり方について: ソーシャルワーク専門職の再編成に向けて. 9-12. 2008.
- 5) 日本医療社会事業協会. 医療と福祉: 特集 資格制度討議資料. 29. 1976.
- 6) 炭谷茂. 保健・医療・福祉の「総合化」の政策理念: 保健医療福祉の総合化を目指して. 光生館. 30-40. 1997.
- 7) 日本社会福祉士養成校協会. スクール(学校)ソーシャルワーカーの育成・研修に関する調査研究報告書. 2008.